第25回定例会議の開催状況

第１　日時

令和８年10月８日(木)午後１時15分から午後４時10分

第２　場所

公安委員会室

第３　出席者

１　公安委員会

- 髙見澤委員長
- 澤田委員
- 津田委員
- 小坂委員
- 水谷委員

２　警察本部

- 本部長
- 総務部長
- 警務部長
- 刑事部長
- 生活安全部長
- 地域部長
- 交通部長
- 警備部長
- 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- 警察学校長
- 情報通信部長
- サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- 警備課次席
- 訟務官
- 公安委員会補佐室長
- 県民広報課管理官
- 運転免許課管理官
- 県民広報課調査官

第４　定例会議の概要

１　令和８年秋の全国交通安全運動の実施結果について

令和８年９月21日(月)から同年９月30日(水)までの10日間実施した令和８年秋の全国交通安全運動の実施結果について報告があった。

２　公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求に対する決定（案）について

「令和８年９月、神戸市中央区居住の者から、公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求がなされたが、公開することとしたい。」との説明があり、公安委員会が保有する公文書に係る情報公開請求に対する対応を決定した。

３　公安委員会宛て文書の苦情受理等について

令和８年９月28日(月)から同年10月４日(日)までの間における公安委員会宛て文書の収受等について説明があり、１件の苦情受理を決定した。

４　情報公開請求の非公開決定に対する審査請求の諮問について

「令和８年６月に決定した情報公開請求の非公開決定について、同月、審査請求人から、公文書の公開を求める審査請求がなされたが、棄却されるべきであることから諮問することとしたい。」との説明があり、情報公開請求の非公開決定に対する審査請求の諮問を決定した。

５　保有個人情報の部分開示決定に対する審査請求の諮問について

「令和８年４月に決定した保有個人情報の部分開示決定について、同年７月、審査請求人から、不開示情報の開示を求める審査請求がなされたが、棄却されるべきであることから諮問することとしたい。」との説明があり、保有個人情報の部分開示決定に対する審査請求の諮問を決定した。

６　保有個人情報の利用不停止決定に対する審査請求の諮問について

「令和８年７月に決定した保有個人情報の利用不停止決定について、同月、審査請求人から、処分の取消しを求める審査請求がなされたが、棄却されるべきであることから諮問することとしたい。」との説明があり、保有個人情報の利用不停止決定に対する審査請求の諮問を決定した。

７　苦情の受理及び処理の件数について

「令和８年９月24日（木）から同年９月30日（水）までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが０件、警察宛てが８件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛ての苦情２件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。

委員から、「当事者双方の申出を十分に聴取した上で、適切な対応を心掛けていただきたい。」との発言があった。

８　運転免許取消処分に対する審査請求について

「令和８年２月、公安委員会は、審査請求人に欠格期間１年の運転免許取消処分を執行した。これに対し、同月、審査請求人から、本件処分の軽減を求める審査請求がなされた。」との説明があり、運転免許取消処分に対する審査請求を裁決した。

９　運転免許証の更新処分に対する審査請求について

「令和７年11月、公安委員会は、審査請求人に一般運転者区分とする運転免許証の更新処分を行った。これに対し、令和８年２月、審査請求人から、本件処分の取消しを求める審査請求がなされた。」との説明があり、運転免許証の更新処分に対する審査請求を裁決した。

10　金員請求事件の応訴について

「平成21年11月、兵庫県公安委員会は、道路交通法に違反した原告に対し、運転禁止処分を行った。令和８年６月、原告は、本件処分に違法があるなどとして、兵庫県に対し、金員を求める訴訟を大阪地方裁判所に提訴した。本件処分に違法はないことから、請求の棄却を求めて、関係職員を代理人に指定して応訴することとしたい。」との報告があった。

11　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る兵庫県公安委員会への通報について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る兵庫県公安委員会への通報件数、通報内容等について報告があった。

12　集団示威運動等事務取扱状況について（令和８年９月中）

令和８年９月中における集団示威運動等事務取扱状況（９件）について報告があった。

13　運転免許の行政処分について

運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

１　運転免許取り消し処分に係る「意見の聴取」～29名

２　運転免許取消処分に係る「聴聞」～10名